

○川辺町感震ブレーカー設置補助金交付要綱

令和8年7月1日

告示第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震による電気火災を防ぎ、町民の生命及び財産を守るため、感震ブレーカーを新たに購入し、その居住する住宅に設置する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、川辺町補助金等交付規則（平成29年川辺町規則第1号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「感震ブレーカー」とは、住宅内の電気を遮断することで電気に起因する出火を防止するための器具をいう。

(補助対象)

第3条 補助金の交付の対象となる感震ブレーカーは、次に掲げるものとする。

- (1) 分電盤タイプ（一般社団法人日本配線システム工業会の感震機能付住宅用分電盤規格（JWDS0007付2）に定める構造及び機能を有するものに限る。）
- (2) 簡易タイプ（一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けたものであって、設置時に動作確認ができるものに限る。）
- (3) コンセントタイプ（一般財団法人日本消防設備安全センターによる消防防災製品等推奨証の交付を受けたものであって、設置時に動作確認ができるものに限る。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 感震ブレーカーを新たに購入し、その居住する住宅に設置する者であって、町内に居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により、川辺町の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 世帯全員が町税等を滞納していないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者の居住する住宅における感震ブレーカーの購入及び設置に要する経費とする。

2 住宅の新築に伴う感震ブレーカーの購入及び設置に要する経費は、補助対象経費としない。

- 3 補助金の交付決定前に購入し、又は設置した感震ブレーカーに係る経費は、補助対象経費としない。

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（分電盤タイプにあつてはその額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額、簡易タイプ及びコンセントタイプにあつてはその額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は分電盤タイプにあつては40,000円を限度とする。簡易タイプ及びコンセントタイプにあつては4,000円を限度とする。

- 3 補助金の交付を受けることができる回数は、1世帯につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、川辺町感震ブレーカー設置補助金交付申請書（様式第1号）（以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 感震ブレーカーの購入及び設置に係る見積書の写し
- (2) 設置しようとする感震ブレーカーの仕様が確認できる書類（カタログ等）
- (3) その他町長が必要と認める書類

- 2 前項の交付申請書の提出期限は、当該補助事業に係る年度の2月末日とする。ただし、町長が別に指定したときは、その指定した日とする。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があつた場合、その内容を審査し、補助金の交付を決定した場合は、川辺町感震ブレーカー設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業が完了したときは、川辺町感震ブレーカー設置補助金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、事業完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付の決定があつた日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、町長に提出しなければならない。

- (1) 領収書等の写し
- (2) 写真（感震ブレーカーの設置前及び設置後のもの。ただし、工事を伴う場合は工事途中の写真を含む。）

(補助金の額の確定)

第10条 町長は、前条の規定による報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、川辺町感震ブレーカー設置補助金額確定通知書(様式第4号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付請求等)

第11条 前条の規定による補助金の額の確定の通知を受けた者は、川辺町感震ブレーカー設置補助金交付請求書(様式第5号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。